

保健福祉だより

3月

成分献血のお知らせ

3月17日(金) 月潟村役場において献血バスによる成分献血を行います。

| 日曜 | 事業名 | 対象 | 会場 |
|----|---------------------------|--------------------------|----------|
| 1水 | 機能訓練 (後遺症者の集い) | 脳卒中及びそのほかの後遺症者 | |
| 2木 | 予防接種 三種混合① 3回継続します。 | 一期初回:生後3ヶ月から7歳6ヶ月 | |
| 3木 | 午後1時30分から | 一期追加:初回接種(3回)後12ヵ月から18ヵ月 | 保健福祉センター |
| 4木 | 午後1時30分から | 二期追加:初回接種(3回)後12ヵ月から18ヵ月 | 保健福祉センター |

| 日曜 | 事業名 | 対象 | 会場 |
|--------|-------------------|-------------------|-------|
| 5火 | 機能訓練 (後遺症者の集い) | 脳卒中及びそのほかの後遺症者 | |
| 6水 | 定例健康相談会 | 一般住民 | |
| 7木 | 午後1時30分から | 午前9時30分から11時30分まで | 月潟村役場 |
| 8金 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 9土 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 10日(木) | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 11金 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 12土 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 13日(木) | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 14金 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 15土 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 16日(木) | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 17金 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 18土 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 19日(木) | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 20金 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 21土 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 22日(木) | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 23金 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 24土 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 25日(木) | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 26金 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 27土 | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |
| 28日(木) | 午後1時30分から | 午後1時から午後4時まで | 月潟村役場 |

年金コーナー

国民年金の届出は忘れずに!

確定申告のとき 納めた国民年金保険料は忘れずに申告しましょう

国民年金は、職業などにより次の3種類の種別に分かれています。

税金の確定申告のときには、国民年金保険料、社会保険料控除の申告をお忘れなく。

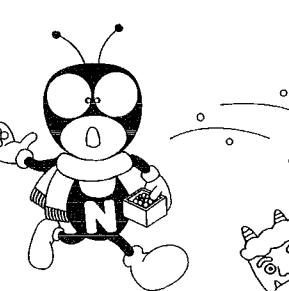
自営業者とその配偶者、学生等 第二号被保険者 第三号被保険者

厚生年金・共済組合の加入者 第一号被保険者 第二号被保険者

就職・転職・退職や結婚など 第二号被保険者 第三号被保険者

で国民年金の加入種別が変わったときは、そのつど国民年金の届出が必要です。

☆被保険者種別変更の例☆



幼児医療費助成事業変更のお知らせ

▼変更点

▽「償還払い」から「現物給付」へ

今まで、病院等から請求があつた時、

いたん全額を支払い、その後月潟村役場へ申請をしていただきました(以上が償還

払い)が平成12年4月1日からは、あらかじめ助成される額を控除された額が請求さ

れます(現物給付)。

なお、これまで通り償還払いの方法も継続します。

△所得制限の撤廃

幼児医療費助成の申請をされても所得の多い人は助成されませんでしたが、平成12年4月1日からは所得に関係なく助成されます。

【幼児医療費助成事業】

◎対象となる幼児

満1歳に達した日の属する月末まで。

◎申請する場所

月潟村役場 住民課

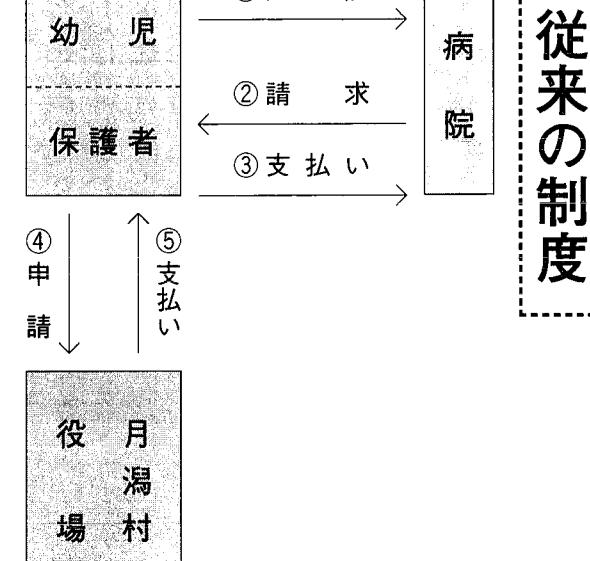
【申請の手続き】

◎申請に必要なもの

印鑑、保険証

受給者証が必要となります。

従来の制度



平成12年4月1日から

※ただし、事前に役場へ申請のとおり申請をして下さい。

乳児医療と同様に幼児医療費

◎事業日程

| 記 | 院 | 病 | 院 | 保 | 護 | 者 |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| まで生まれた幼児の保護者の方は、左記のとおり申請をして下さい。 |